

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」で示された
「とりまとめ骨子（案）」に対する意見

一般社団法人新経済連盟

限られた時間の範囲内で、以下の通り、現時点での意見を提出する。なお、骨子の段階であり全体像がまだ完全に示されておらず、記述の内容につき明確性に欠ける部分もあることもあるので、全体として、最終的な意見を留保する。

記

1. 議論の対象範囲が広く、まだ議論の熟度が必ずしも高まっていないと考える。本問題については、ステークホルダーが複雑多岐に渡り、情報の発信・伝送・受信の全過程、情報伝送プラットフォーム、デジタル広告エコシステム、広告仲介プラットフォーム等の内容について、引き続き、実態把握と影響分析（客観的なデータ分析や学術論文等を含む）をまずはしっかり継続的にすべき段階であり、関係者との十分な意見交換等をきめ細かく実施すべき。特に、デジタル広告をめぐる課題に対する具体的方策の検討に当たっては、委員からの意見にも広告の仕組みについて「まだわかってないことがたくさんある」とあるとおり、その前提になる実態把握（どのような主体がどのような役割や機能を有しているのかなど）自体が不足していると考ええる。
2. 上記1. の把握を踏まえたうえで、課題の抽出とそれに対して取りうる方策としてバランスが取りうるものは何かを議論すべきである。自主的な取組とその効果を評価すべき事業者も存在しており、総合的な対策の結果が自主的な取り組みを従来から行ってきたステークホルダーにとって負担のあるものにすべきではない。また、効果的な自主的な取組が不十分であったとされるステークホルダーが、対策によって効果的な取組を実際に行う結果につながるかどうかなど、特に制度面・ルール面の在り方については、慎重な議論・検討が必要である。
3. 今後の方針について、法制化を想定しているのであれば、現時点において、立法事実の内容、法制化の必要性和相当性、民間事業者実際に課される義務内容や義務の対象、対象となる事業者の外縁等が必ずしも明確ではないと思われるので、極めて慎重な議論が必要である。また、関係者の責務規定を置くことなどに基づいて、政府がモニタリングをしたり、個別に関係者に一定の対応をとらせる仕組みを取るなどを導入する場合、国による裁量がかなり大きく過度の介入になる可能性（場合によっては表現の内容等に

も立ち入る可能性)もあり、また、事業者にとっては予見可能性がないため、不適切であるとする。

以上

令和6年6月12日

総務省情報流通行政局 情報流通振興課
情報流通適正化推進室 御中

東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第3 伊藤ビル 603
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会・
とりまとめ骨子（案）への意見、質問についてのご依頼について（回答）

平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年6月10日に貴省からご依頼を賜りました、とりまとめ骨子（案）（※）への意見、質問について回答を申し上げます。

※ 資料22-3-1 とりまとめ骨子（案）

資料22-3-2 ワーキンググループにおけるこれまでの検討状況

記

【意見】

- ・表現の自由にかかわる重要なテーマであり、結論や期限ありきではなく、丁寧に議論を進めていただくようお願いします。
- ・偽誤情報に係るコンテンツモデレーションやインターネット広告の実務を十分に踏まえて、議論が進めていただくようお願いします。
- ・政府と事業者との信頼関係を築くためにも、相当な期間を設けて意見聴取が行われるようお願いします。
- ・スタートアップによる新たなビジネスの創造を阻害するようなことにならないよう、制度化にあたって配慮願います。
- ・SNS等のコミュニケーションサービスは多様であり、取り得る対策や効果的な対策はそれぞれ異なることに、留意願います。
- ・資料22-3-1 とりまとめ骨子（案）p21について、＜プラットフォーム事業者による取り組みの推進＞の「また、このために、ファクトチェック機関に対する財政支援等も行っている。」の後に、以下（※）を追記願います。
（※）またXのコミュニティノートのように、ファクトチェックを団体ではなくユーザーの集合知に委ねるような取り組みが一定の成果を上げている。

以上

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 とりまとめ骨子（案）に対する意見

日本新聞協会プラットフォームプロジェクトチーム
第2分科会

新聞協会プラットフォームプロジェクトチームは、総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」で6月10日に示された「とりまとめ骨子（案）」に関して、下記の意見を申し述べます。

◎メディアに期待される役割・責務にファクトチェックを盛り込むことについて

6月10日の議論の中で、11ページの「伝統メディア（放送、新聞等）に期待される役割・責務」について、ファクトチェックを追記すべきとのご意見がありました。

「報道機関の役割・責務」は、正確で公正な情報を発信していくこと、社会に大きな影響を与えかねないテーマについて検証・報道していくことです。日本の報道機関は、政権等の権力に対しては日々検証・報道しています。

これまでの検討会の会合では構成員から、報道活動上の真偽検証と、厳格な意味でのファクトチェックは違いがあるとの発言もありました。ファクトチェックという語句に対する共通認識が形成されないまま、「伝統メディア（放送、新聞等）に期待される役割・責務」として盛り込むことには賛同しかねます。

ファクトチェック機関が一定の機能を果たしているとされる海外でも、偽・誤情報は氾濫し続けています。課題ごとに有効な対策の整理と、それを持続可能にする仕組みの検討が必要と考えます。無数に存在する偽・誤情報に対してデジタル空間の健全性を保つには、それらの流通をも容易にする場の提供をビジネスにし、収益を得ているプラットフォームが主体的に対応しなければ、根本的な解決にはつながらないと考えます。一方、デジタル空間の健全性確保に寄与するために、他のステークホルダーと緊密に連携することについては異存ありません。

◎ファクトチェックの構造的課題に関する構成員の発言について

6月10日の議論では構成員から、国内におけるファクトチェックの構造的課題について指摘がありましたが、その際、「マスメディアが全く動かないため、ごく一部の機関が取り組みを進めている」との発言がありました。日本の報道機関は政権等の権力に対し、日々真偽を含めた検証を行い問題がある場合は報道するなどしています。いわゆるファクトチェック的手法をとる場合もあります。どのような報道・表現手法をすべきかは、偽・誤情報な

ど問題の態様・種類に応じて検討されるべきと考えます。

◎「具体的な方策（ファクトチェックの推進等）」について

20 ページの 3 点目に「新聞においても、不確かな情報の真偽検証について、全国紙や地方紙で取り組む例もある」と書かれています。3 月 15 日の検討会でも説明した通り、新聞協会の会員各社は、不確かな情報が社会に重大な影響を与えかねない際は、報道の役割を果たすため積極的に真偽検証に取り組んでいます。

新聞は、ネットで流通した不確かな情報の真偽の具体的な検証のほか、デジタル社会の課題をめぐる大型企画でも偽情報・誤情報に警鐘を鳴らすなど、全国紙や地方紙で取り組んでいることをあらためて申し上げます。情報環境の変化にあわせて、今後も適切に対応していきます。

以 上